

宿泊税の実施時期と使い道は

町長 2019年の冬前には税条例を施行したい



田中 義人 議員

田中 北海道は、俱知安と同じように観光税（宿泊税）を検討しているが町は道と協議はしているのか。
施行順の後先での影響と対策は。また、今後のスケジュールと使い道、入湯税との整理は。

町長 北海道とは、例地視察などの情報共有を行っている。北海道は、観光振興の為の新たな財源確保として、宿泊税にとらわれない観光税を検討している段階と認識している。

課税についての制度設計がまだ見えていないが、納税者、徴収義務者から理解を得られるようしっかりと調整を行いたい。
俱知安町におけるスケジュールは、平成27年度より庁舎内にてワーキンググループを立ち上げて検討しており、今後は調査を進めながら1年後の議会には条例提案を行い、2019年のスキーシーズン前には施行できればと考えている。

最も重要と指摘される使途は、俱知安町全体をリゾート地として発展させる財源に充てたい。
入湯税は観光振興も目的に入っているが、宿泊目的に課税する事は二重課税にあらず、問題ないと考えている。

田中 使途について、観光客が来た事の恩恵、受益を全体で享受していく政策が非常に重要と気付かされた。



10月2日開催の観光税シンポジウム

それがなければ、住民の観光に対するイメージが良いものにならない。例えば税収の中から、一定程度の割合を観光客と住民が一緒に使えるような施設、たとえば温浴施設などの建設費の返済に充てるような政策についてどう思うか。

町長 恩恵をお互いに享受できるような環境を大事にした。今後の政策のあり方について、精査したい。

民泊新法の対応について

田中 来年6月に施行される民泊新法に向けて、市街地でも外国人による不動産所有が進むが町では条例制定が必要ではないか。都市計画は住宅専用

一般質問 田中義人

区域でも民泊事業は可能となり、旅館業法では必要な消防施設も必要ない。家主不在でも営業が可能で、治安・ゴミ・騒音などの問題が市街地でも顕在化する事は明らか。町長の見解を伺う。

町長

民泊事業を行う場合、都道府県に届けが必要。年間サービスの提供日は180日が上限となっている。外国人住民、旅行者が多い俱知安ではこれを契機に課題が露見する事を懸念している。民泊事業を

行う施設は書類審査だけではなく、現地確認と標識掲示を北海道に要請していく。先日も北海道の説明会に職員が参加し、医療施設や福祉施設周辺等は制限が必要であると意見を述べた。民泊事業を不可能にする事は法の目的に逸脱するもので不適切。

北海道と連携を取りながら、俱知安町には生活安全条例があるので、新たな条例ではなく、既存の条例の中で検討して行きたい。



消防設備が設置されている簡易宿所